

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月8日

【四半期会計期間】 第85期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

【会社名】 アイダエンジニアリング株式会社

【英訳名】 AIDA ENGINEERING, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 会 田 仁 一

【本店の所在の場所】 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号

【電話番号】 042（772）5231（大代表）

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 管理本部長 鵜 川 裕 光

【最寄りの連絡場所】 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号

【電話番号】 042（772）5231（大代表）

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 管理本部長 鵜 川 裕 光

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第84期 第1四半期 連結累計期間	第85期 第1四半期 連結累計期間	第84期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	18,862	16,007	84,082
経常利益 (百万円)	1,369	1,239	5,880
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	942	860	4,634
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	546	△79	3,237
純資産額 (百万円)	74,505	75,151	77,206
総資産額 (百万円)	114,201	108,114	111,564
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	15.28	13.94	75.10
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	15.24	13.91	74.94
自己資本比率 (%)	64.6	68.8	68.5

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結会計期間における世界経済については、先進国・新興国ともに減速傾向が鮮明となっております。今後も、貿易摩擦、イギリスのEU離脱問題、地政学的な緊張の高まり等、国内外で景気の下振れリスクは拭えない状況です。

鍛圧機械製造業界におきましては、国内、海外ともに受注が減少し、当第1四半期連結累計期間の受注は前年同期比31.4%減の36,478百万円（一般社団法人 日本鍛圧機械工業会 プレス系機械受注額）となりました。

当社グループの当第1四半期連結累計期間の受注高については、自動車関連向けプレス機械の受注が減少し、17,158百万円（前年同期比30.1%減）、受注残高は52,084百万円（前年度末比2.3%増）となりました。売上高は、特に海外での自動車関連向けプレス機械売上の減少等により、16,007百万円（前年同期比15.1%減）となりました。

利益面では、粗利率が改善したものの、減収により営業利益が1,097百万円（同8.8%減）、経常利益は1,239百万円（同9.5%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は860百万円（同8.7%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

日 本：自動車関連向けプレス機械の売上が概ね堅調に推移し、売上高は11,360百万円（前年同期比3.5%減）となり、セグメント利益はプレス機械売上の粗利率改善等により769百万円（同64.3%増）となりました。

中 国：自動車関連向けプレス機械の売上の減少により、売上高は1,598百万円（前年同期比41.4%減）となり、セグメント利益は減収等により38百万円（同56.5%減）となりました。

アジア：マレーシア工場におけるグループ会社向け小型プレス機械の売上の減少により、売上高は2,206百万円（前年同期比9.2%減）となり、セグメント利益は減収等により327百万円（同5.0%減）となりました。

米 州：自動車関連向けプレス機械の売上の減少等により、売上高は3,051百万円（前年同期比38.6%減）となり、セグメント利益は減収等により111百万円（同54.9%減）となりました。

欧 州：自動車関連向け中・大型プレス機械やサービス売上の減少等により、売上高は2,808百万円（前年同期比13.2%減）となり、セグメント損益は減収等により66百万円の損失（前年同期はセグメント損失36百万円）となりました。

当第1四半期連結会計期間末の資産については、前年度末に比べて3,449百万円減少し、108,114百万円となりました。主な要因は、利益配当等による現金及び預金の減少1,358百万円、受取手形及び売掛金・電子記録債権の減少2,567百万円等であります。

負債は、前年度末に比べて1,394百万円減少し、32,963百万円となりました。主な要因は、買掛金及び電子記録債務の減少1,158百万円、賞与引当金の減少514百万円等であります。

純資産は、前年度末に比べて2,054百万円減少し、75,151百万円となりました。主な要因は、利益配当等による利益剰余金の減少1,094百万円、為替換算調整勘定の減少756百万円等であります。当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は68.8%となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じるか否かは株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、各取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主共同の利益を毀損してしまう可能性があります。

上記の大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性に関して株主の皆様が短期間で適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

以上のことを考慮し、当社としましては、上記買付者は、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なものと認められるものもないとはいえません。当社は、かかる買付行為に対して、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、株主共同の利益を守るために必要であると考えております（以上の考え方を、以下「会社支配に関する基本方針」といいます）。

2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記3)に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社グループは成形システムビルダとして発展し、人と社会に貢献することを企業理念として掲げ、長期的に成形システム分野で世界の「トップランナー」となることを経営戦略の柱とし、グローバル市場において多様な顧客の異なる価値観・ニーズに対応する成形システム商品の技術開発・商品開発に注力しております。また、国内5ヶ所の生産拠点に加え、海外ではアメリカ、イタリア、マレーシア、中国の計4ヶ所の生産拠点、更には世界19ヶ国に展開する販売サービス拠点をフルに活用することで、世界中の顧客に対して高品質の商品とサービスを迅速に提供しております。

2017年度よりスタートした中期経営計画（2018年3月期～2020年3月期）においては、「AIDA新世紀に向けた新たな挑戦」をスローガンに掲げ、①市場・顧客開拓、②商品競争力向上、③重点事業強化、④グローバル業務体制高度化、⑤人財育成・開発、⑥成長基盤構築、という重点施策に取り組んでおります。

当社グループは、このような取組みにより、金属その他各種素材に対応する独創的な成形システムの開発・製造・販売・サービスを通じて、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーと長期的な信頼関係を構築して、企業理念に掲げる人と社会への貢献を実現していく所存です。

上記取組みは、当社グループの企業価値を向上させ、その結果、株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、このような取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであるため、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

- 3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当該取組みとして、2019年5月14日開催の当社取締役会において、(i) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注2）（以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）を対象とする大規模買付ルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定するとともに、大規模買付者に対する一定の対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続することを決議し、同年6月26日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。

大規模買付ルールは、大規模買付者には、必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始すべきであるとしております。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、独立の外部専門家等の助言を受けながら大規模買付行為について慎重に検討したうえで意見を形成し、公表いたします（注3）。

本対応方針の下では、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうため、対抗措置を発動することが相当であると認められるときには、当社取締役会は、新株予約権の発行その他所定の対抗措置をとる場合があります。

本対応方針の詳細につきましては、2019年5月14日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページ：<http://www.aida.co.jp>）をご参照ください。

- (注1) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。
- (注2) いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。
- (注3) 必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社株主の皆様に対し代替案の提示も行います。

- 4) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

①本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記していません。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

②本対応方針が株主共同の利益を損なうものではないこと

上記1)記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針は株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

③本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ必ず諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

さらに、本対応方針においては、一旦対抗措置をとることを決定した後であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、当該対抗措置の発動を中止することができるものとされており、本対応方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

加えて、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は256百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	188,149,000
計	188,149,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	71,647,321	71,647,321	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	71,647,321	71,647,321	—	—

(注) 「提出日現在の発行数」には、2019年8月1日からこの四半期報告書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年6月30日	—	71,647	—	7,831	—	12,425

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,912,300	34,349	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 61,659,900	616,599	—
単元未満株式	普通株式 75,121	—	—
発行済株式総数	71,647,321	—	—
総株主の議決権	—	650,948	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社保有の自己株式30株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アイダエンジニアリング 株式会社	神奈川県相模原市 緑区大山町2番10号	6,477,400	3,434,900	9,912,300	13.83
計	—	6,477,400	3,434,900	9,912,300	13.83

(注) 当社は、2010年12月「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い自己株式3,400,000株を抛出し、2017年10月「役員株式給付信託(BBT)」の導入に伴い、自己株式81,800株を資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)へ抛出してあります。なお、自己株式数については、2019年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式(3,434,900株)を自己株式数に含めてあります。

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,155	29,797
受取手形及び売掛金	※ 22,859	※ 19,316
電子記録債権	※ 2,213	※ 3,190
製品	2,761	2,727
仕掛品	9,814	11,228
原材料及び貯蔵品	3,914	3,777
その他	※ 3,906	※ 3,926
貸倒引当金	△231	△218
流動資産合計	76,396	73,745
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	25,102	24,918
減価償却累計額	△16,613	△16,674
建物及び構築物（純額）	8,488	8,243
機械装置及び運搬具	17,687	17,395
減価償却累計額	△10,451	△10,560
機械装置及び運搬具（純額）	7,235	6,835
土地	7,301	7,296
建設仮勘定	296	408
その他	3,578	3,576
減価償却累計額	△2,967	△2,996
その他（純額）	610	579
有形固定資産合計	23,932	23,363
無形固定資産	800	765
投資その他の資産		
投資有価証券	6,808	6,545
保険積立金	2,219	2,346
退職給付に係る資産	856	862
繰延税金資産	405	349
その他	178	169
貸倒引当金	△32	△32
投資その他の資産合計	10,435	10,239
固定資産合計	35,167	34,369
資産合計	111,564	108,114

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,806	5,950
電子記録債務	※ 4,671	※ 4,369
短期借入金	2,491	2,449
1年内返済予定の長期借入金	500	500
未払金	1,123	1,031
未払法人税等	617	625
前受金	8,291	8,460
製品保証引当金	596	605
賞与引当金	1,080	565
役員賞与引当金	44	18
受注損失引当金	56	56
その他	2,148	2,443
流動負債合計	28,428	27,076
固定負債		
長期借入金	1,000	1,000
長期未払金	817	907
繰延税金負債	2,024	1,905
株式給付引当金	401	408
退職給付に係る負債	1,385	1,380
その他	300	283
固定負債合計	5,929	5,886
負債合計	34,358	32,963
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,831	7,831
資本剰余金	12,415	12,415
利益剰余金	55,777	54,683
自己株式	△4,230	△4,229
株主資本合計	71,793	70,699
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,617	3,434
繰延ヘッジ損益	△1	34
為替換算調整勘定	645	△111
退職給付に係る調整累計額	398	374
その他の包括利益累計額合計	4,660	3,732
新株予約権	139	139
非支配株主持分	613	580
純資産合計	77,206	75,151
負債純資産合計	111,564	108,114

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
売上高	18,862	16,007
売上原価	15,224	12,640
売上総利益	3,637	3,366
販売費及び一般管理費	2,433	2,268
営業利益	1,203	1,097
営業外収益		
受取利息	25	26
受取配当金	84	91
為替差益	73	42
その他	52	22
営業外収益合計	235	182
営業外費用		
欧州事業再編費用	—	28
支払利息	9	7
設備移設費用	48	—
その他	12	5
営業外費用合計	69	41
経常利益	1,369	1,239
特別利益		
固定資産売却益	6	0
特別利益合計	6	0
特別損失		
労働災害関連損失	—	24
固定資産除却損	12	5
特別損失合計	12	29
税金等調整前四半期純利益	1,363	1,210
法人税等	426	362
四半期純利益	937	848
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△5	△12
親会社株主に帰属する四半期純利益	942	860

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益	937	848
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△362	△183
繰延ヘッジ損益	△68	36
為替換算調整勘定	51	△756
退職給付に係る調整額	△11	△23
その他の包括利益合計	△391	△927
四半期包括利益	546	△79
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	551	△67
非支配株主に係る四半期包括利益	△5	△12

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※四半期連結会計期間末日の満期手形及び電子記録債務等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形、電子記録債権、流動資産(その他)(ファクタリング債権等)及び電子記録債務が当該末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
受取手形及び売掛金	145 百万円	67 百万円
電子記録債権	82	124
流動資産(その他)	34	6
電子記録債務	1,085	850

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	533百万円	533百万円

(注) 前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間におけるのれんの償却額はありませぬ。

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,954	30.00	2018年3月31日	2018年6月28日

(注) 上記の配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金103百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,955	30.00	2019年3月31日	2019年6月27日

(注) 上記の配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金103百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	日本	中国	アジア	米州	欧州	計		
売上高								
外部顧客に対する売上高	7,270	2,464	1,070	4,936	3,120	18,862	—	18,862
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,503	266	1,360	36	113	6,280	△6,280	—
計	11,774	2,730	2,430	4,973	3,234	25,142	△6,280	18,862
セグメント利益又は損失 (△)	468	88	344	248	△36	1,112	91	1,203

(注) 1 売上高の調整はセグメント間取引高の消去額であり、セグメント利益又は損失(△)の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	日本	中国	アジア	米州	欧州	計		
売上高								
外部顧客に対する売上高	7,404	1,426	1,466	3,000	2,707	16,007	—	16,007
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,955	171	739	50	100	5,018	△5,018	—
計	11,360	1,598	2,206	3,051	2,808	21,025	△5,018	16,007
セグメント利益又は損失 (△)	769	38	327	111	△66	1,180	△82	1,097

(注) 1 売上高の調整はセグメント間取引高の消去額であり、セグメント利益又は損失(△)の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	15円28銭	13円94銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	942	860
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	942	860
普通株式の期中平均株式数 (千株)	61,696	61,735
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	15円24銭	13円91銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	166	106
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 (千株)	新株予約権 普通株式 —	新株予約権 普通株式 59

(注) 「(1) 1株当たり四半期純利益」及び「(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」の算定上の基礎の「普通株式の期中平均株式数」においては、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式(前第1四半期連結累計期間3,463,587株、当第1四半期連結累計期間 3,434,478株)を自己株式として会計処理していることから、「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除して算出しております。

(重要な後発事象)

1 自己株式の取得

当社は、2019年6月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

更なる株主還元の拡充を図るため、自己株式を取得するもの。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類：当社普通株式

② 取得する株式の数：2,600,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合は4.0%)

③ 株式取得価額の総額：2,000百万円(上限)

④ 自己株式取得の期間：2019年7月1日～2019年10月31日

(3) 自己株式取得の実施内容

① 取得期間：2019年7月1日～2019年7月18日(約定ベース)

② 取得した株式の総数：2,198,900株

③ 取得価額の総額：1,999百万円

④ 取得方法：信託方式による市場買付け

(4) その他

当該決議に基づき2019年7月1日から2019年7月18日(約定ベース)までに、当社普通株式2,198,900株を1,999百万円で取得し、当該決議に基づく自己株式の取得は終了しております。

2 自己株式の消却

当社は、2019年6月11日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 消却する株式の種類：当社普通株式

(2) 消却する株式の総数：上記「1 自己株式の取得」により取得した自己株式の全数

(3) 消却予定日：2019年11月11日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月8日

アイダエンジニアリング株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本義浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤祐暢 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイダエンジニアリング株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。